

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

令和7年2月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例（平成４年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

ただし、しがモックについては、午前 9 時 30 分から午後 4 時までとする。

4 しがモック

区 分		金 額	
		1 人 1 回につき	年間使用（平日の使用に限る。）
個 人	幼児（6 歳以下の未就学者をいう。以下同じ。）または小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくはこれに準ずる者（以下「幼児等」という。）	円 250	円 500
	その他の者	500	1,000
団 体 (20人 以上)	幼児等	200	—
	その他の者	400	—

別表注 1 中「ついては」の右に「、しがモックの貸切り使用以外の使用の場合を除き」を加え、同表注 2 中「（6 歳以下の未就学者をいう。以下同じ。）」を削り、同表中注 8 を注 12 とし、注 7 を注 11 とし、注 6 の次に次のように加える。

8 出生後6月未満の者がしがモックの貸切り使用以外の使用をする場合は、無料とする。

9 障害者および障害者の使用のために介護を行う者がしがモックの貸切り使用以外の使用（年間使用を除く。）をする場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

- 10 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校（以下「幼稚園等」という。）の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出があった施設（以下「保育所等」という。）の幼児が幼稚園等または保育所等の行事としてしがモックの使用（年間使用を除く。）をする場合は、これらの者およびその引率者については、この表に定める額の5割に相当する額とする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。